

中野区教育委員会会議録

平成27年第9回定例会

平成27年3月27日

中野区教育委員会

平成27年第9回中野区教育委員会定例会

○日時

平成27年3月27日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時53分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会委員長 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会教育長 田辺 裕子

○欠席委員

教育委員会委員 増田 明美

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 石濱 良行

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 伊東 知秀

教育委員会事務局指導室長 川島 隆宏

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 伊藤 正秀

子ども教育部副参事（保育園・幼稚園担当） 古川 康司

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当） 石濱 照子

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 片岡 和則

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会委員長 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

11人

○議題

1 中野区教育委員会委員長の選挙

2 議決案件

- (1) 第20号議案 中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について
- (2) 第21号議案 中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 第22号議案 中野区社会教育委員会議規則を廃止する規則
- (4) 第23号議案 中野区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- (5) 第24号議案 中野区個人情報保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (6) 第25号議案 中野区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
- (7) 第26号議案 中野区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- (8) 第27号議案 中野区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- (9) 第28号議案 中野区教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- (10) 第29号議案 中野区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
- (11) 第30号議案 中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (12) 第31号議案 中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則の一部を改正する規則
- (13) 第32号議案 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
- (14) 第33号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (15) 第34号議案 中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (16) 第35号議案 中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (17) 第36号議案 中野区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

- (18) 第 37 号議案 中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- (19) 第 38 号議案 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (20) 第 39 号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (21) 第 40 号議案 損害賠償に係る和解について

3 協議事項

- (1) 平成 27 年 4 月からの教育委員会の運営等について

4 報告事項

- (1) 委員長、委員、教育長報告

- ① 3 月 19 日 平成 26 年度中野区立幼稚園修了式
- ② 3 月 20 日 平成 26 年度中野区立中学校卒業式
- ③ 3 月 24 日 平成 26 年度中野区立小学校卒業式

- (2) 事務局報告

- ① 平成 27 年度からの中学校における宿泊行事について（学校教育担当）
- ② 「児童・生徒の安全に関する緊急確認調査」結果について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

小林委員長

おはようございます。教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況ですが、増田委員が欠席です。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

なお、本日の議決案件、第20号議案から第22号議案までに関連して、健康福祉部健康・スポーツ担当石濱副参事に、また第23号議案に関連して、子ども教育部保育園・幼稚園担当古川副参事に出席を求めていますのでご承知置きください。

ここでご報告をいたします。本年3月17日をもって大島前委員が退任され、同月18日付けで増田明美さんが新たに教育委員に任命されております。本日は所用で欠席されておりますので、増田委員が出席された最初の定例会で改めてご紹介をさせていただきたいと思っております。

次に、当教育委員会は本年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行による教育委員会新制度へ移行いたします。本年3月31日をもって現行の委員長制度は廃止となり、4月1日から新教育長が教育委員会を代表し、会務を総理いたします。

なお、新教育長につきましては、本年3月13日の第1回区議会定例会において、現教育長の田辺裕子さんが任命同意の議決を受けられ、本年4月1日付けで区長から新教育長に任命される予定となっておりますので、その旨をお知らせいたします。

ここでお諮りをいたします。

本日の議決案件、第40号議案「損害賠償に係る和解について」及び事務局報告の2番目、「『児童・生徒の安全に関する緊急確認調査』結果について」は、非公開での審議を予定しています。

したがって、日程の順序を変更し、議決案件、第40号議案の審議及び事務局報告の2番目の報告を日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、議決案件、第40号議案の審議及び事務

局報告の2番目の報告を日程の最後に行うことに決定いたします。

<議決案件>

小林委員長

それでは、日程に入ります。

中野区教育委員会委員長の選挙を行います。本日をもって私の委員長としての任期が満了いたしますので、次期委員長の選挙を行いたいと思います。なお、次期委員長の任期につきましては、本年4月1日に新教育長が任命されることに伴い、3月31日をもって退任となりますことを申し添えます。

ここでお諮りいたします。

委員長の選挙の方法につきましては、中野区教育委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき指名推選によることとし、委員長の私が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、委員長選挙の方法は指名推選によることとし、委員長の私が指名することに決定いたしました。

それでは、次期委員長に渡邊委員を指名いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま指名のありました渡邊委員を次期委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、次期委員長に渡邊委員が当選されました。

ここでお諮りをいたします。

ただいま次期委員長が選出されたことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、次期委員長の職務代理者の指定を行いたいと思いますので、「中野区教育委員会委員長職務代理者の指定」を日程に追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、「中野区教育委員会委員長職務代理者の指定」を日程に追加することに決定いたしました。

中野区教育委員会委員長職務代理者の指定を行います。

ここでお諮りをいたします。

委員長職務代理者の指定の方法につきましては、中野区教育委員会会議規則第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定を準用して指名推選によることとし、次期委員長の渡邊委員より指名していただくことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、委員長職務代理者の指定の方法は指名推選によることとし、次期委員長の渡邊委員より指名していただくことに決定いたしました。

それでは、渡邊委員よりご指名をお願いいたします。

渡邊委員

それでは、次期委員長職務代理者に田中委員を指名いたします。

小林委員長

ここでお諮りをいたします。

ただいま渡邊委員よりご指名がありましたとおり、次期委員長職務代理者として田中委員を当選人と定め、指定をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、次期委員長職務代理者に田中委員が指定されました。

続きまして、議決案件、第20号議案、「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について」、第21号議案、「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」及び第22号議案、「中野区社会教育委員会会議規則を廃止する規則」の計3件を一括して上程いたします。

まず第20号議案及び第21号議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第20号議案、「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について」並びに第21号議案、「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」につきまして補足説明を申し上げます。説明につきましては、

お手元にご配付させていただきました説明資料をごらんいただきたいと存じます。「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除及び中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」という資料でございます。

中野区教育委員会から区長の補助機関でございます職員に補助執行をさせております社会教育委員に関する事務につきまして、今般、社会教育委員が廃止されたことに伴いまして区長から協議の申入れがございました。社会教育委員に関する事務の補助執行の解除につきまして同意するとともに、中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正するものでございます。

内容は記以下のとおりでございます。

まず1番目、「補助執行を解除する事務」は、社会教育委員に関することでございます。また、2番目、「中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正」につきましては、恐れ入りますが裏面をごらんいただきたいと存じます。右側が現行、左側が改正案ということでございます。第1条、(4)のイに現行、「社会教育委員に関すること」がでございます。これを改正案では削除して、そのほかの規定につきましては繰り上げるということでございます。

また、表に戻っていただきまして、施行期日でございますが、公布の日から施行する内容となっております。

第20号議案及び第21号議案の補足説明につきましては以上でございます。

小林委員長

それでは、引き続き第22号議案の説明をお願いしたいと思います。

副参事（健康・スポーツ担当）

それでは、第22号議案、「中野区社会教育委員会議規則を廃止する規則」について補足説明をいたします。お手元の資料に沿ってご説明申し上げます。

中野区社会教育委員の設置に関する条例の廃止に当たりまして、関係規則の廃止の手続を行うものでございます。廃止する規則は中野区社会教育委員会議規則でございます。中野区社会教育委員会議規則は、社会教育委員の会議について議長、副議長を置くこと、会議の招集、運営などについて定めたものでございますが、社会教育委員の廃止に伴いまして廃止するものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。

以上です。

小林委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。既にいろいろ協議も進んでいる内容に関連することでございますので、ほかに質疑がないようでしたら質疑を終結いたします。

それでは、第 20 号議案から第 22 号議案までの計 3 件について、一括して簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 20 号議案から第 22 号議案までの計 3 件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

健康・スポーツ担当、石濱副参事、本日はご出席ありがとうございました。どうぞご退室ください。

続きまして議決案件、第 23 号議案、「中野区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

副参事（保育園・幼稚園担当）

それでは、第 23 号議案、「中野区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして補足説明をさせていただきます。本件につきましては、中野区立幼稚園条例の今年の第 1 回区議会定例会での改正、及び子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、中野区立幼稚園条例施行規則の入園手続や保育料の決定手続等を改めるものでございます。

それでは、別紙で用意させていただきました「中野区立幼稚園条例施行規則の一部改正について」をごらんください。1 枚目が主な改正内容、次に新旧対照表を別紙で用意させていただきます。

表紙のほうをごらんいただければと思います。1 番、主な改正内容といたしましては、(1)で入園許可要件として、改正案第 3 条第 3 項におきまして、子ども・子育て支援新制度の支給認定を受けていることを追加いたします。

(2)といたしまして、保育料の応能負担への変更に伴う規定の追加として、改正案第 6 条第 1 項から第 5 項まで、第 7 条及び第 9 条のほうで保育料決定に当たっての階層区分の認定、保育料の変更、保育料の更正等の規定を追加するものでございます。

(3)入園料廃止に伴う規定の削除といたしまして、現行の第 6 条を削除いたします。

それから(4)多子世帯への利用者負担軽減の対象とする施設として、改正案第10条第1項第1号から第11号までで、条例のほうで定めている教育委員会が別に定める施設及び事業について規定を追加するものでございます。

その他文言の整理をさせていただいているところがございます。

2番、施行期日でございますが、平成27年4月1日から施行するものでございます。

3番、新旧対照表のほうは別紙のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

一応、改めて確認になるのですけれども、「入園の許可要件の追加」ということで、入園はしやすくなるというふうに考えるのでしょうか。ちょっと制限がかかって、幼稚園に入りにくくなったということではないということですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

入園にかかわる手続に特に制限を設けるということではございません。今回、子ども・子育て支援新制度の中では、新制度に移行する幼稚園や保育園全てお子様が支給の認定を受けるという手続が必要なために、その支給の認定を受けたお子さんが幼稚園に入園をするという手続が一つ増えるといったようなところでの今回規則の改正になってございます。

渡邊委員

ありがとうございます。では、決して入園しにくくなったわけではないということで理解させていただきます。

あと、保育料の変更、入園料についてもあるのですけれども、応能負担ということで、やはりある一部の世帯としては入園料とか保育料がふえるのかもしれないですけれども、実際に一般的な家庭とか、少し所得の少ない家庭についてはより負担が少なくなったと考えてよろしいのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

条例改正により入園料は廃止をしております。それから月々の保育料に関しましては応能負担になりますので、今までは一律のご負担だったものが、所得に応じてということになりますので、そういった面ではご負担が軽減される方が発生してくるといったものでございます。

小林委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、なければ質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により採決を行います。

ただいま上程中の第 23 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

保育園・幼稚園担当、古川副参事、本日はご出席ありがとうございました。どうぞご退室ください。

続きまして、議決案件、第 24 号議案、「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第 24 号議案、「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして補足説明を申し上げます。説明はお手元にご配付させていただきました説明資料をごらんいただきたいと存じます。「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について」ということでございます。

今般、中野区個人情報の保護に関する条例の改正等に伴いまして、中野区個人情報の保護に関する条例施行規則について規定を整備するものでございます。

改正内容でございますが、まず記以下の 1、(1)をごらんいただきたいと存じます。まず用語の定義規定の追加をしてございます。また(2)でございますが、個人情報収集事務登録簿への登録事項といたしまして、外部提供の内容を加えてございます。また(3)では、個人情報に係る事務の処理を委託する場合などに、その条件といたしまして業務が終わった際の資料の廃棄等の義務を加えてございます。また(4)では電子計算組織への記録の教示の廃止をしてございます。また(5)でございますが、開示等の請求の際の本人確認のための書類といたしまして、運転免許証ほかの規定を整備いたしております。また(6)でございますが、法定代理人によります開示等の請求の場合の本人確認のための書類についてを定めているところでございます。

裏面をごらんいただきたいと存じます。(7)でございますが、自己情報の写しの作成等に要する費用の免除の規定を追加してございます。また(8)でございます。第三者保護に関す

る手続の追加ということで、開示請求に係ります情報に第三者に関する情報が含まれている場合における通知事項等を定めてございます。(9)その他所要の規定整備ということでは文言の整理を行っているところでございます。

施行期日は記載のとおりでございます。また、新旧対照表は別紙のとおりで、ただいま申し上げた条文の内容のとおりとなっております。後ほどご確認をいただければと存じます。

補足説明は以上でございます。

小林委員長

ありがとうございます。では、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いをいたします。

田中委員

ちょっと教えていただきたいのですけれども、(2)の外部提供の内容というのは、具体的にというか、どういったことなのでしょう。

副参事（子ども教育経営担当）

例えば事業をする際にボランティア保険に入ったりいたします。そういったときには保険会社に当然のことながら個人情報をお渡しするようなことがございます。契約に基づいてその管理をしっかりとすることを前提に外部提供をする場合があるといったことでございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。基本的にこれまで運用でやっていたことを、きちんとこのような形で整理して規定するという、そういう考え方でよろしいでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

委員長ご指摘のとおりでございます。

小林委員長

それではほかによろしいでしょうか。質疑を終結したいと思います。

簡易採決の方法により採決を行います。

ただいま上程中の第24号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして議決案件、第 25 号議案、「中野区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則」、第 26 号議案、「中野区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、第 27 号議案、「中野区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、第 28 号議案、「中野区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」、第 29 号議案、「中野区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則」、第 30 号議案、「中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」及び第 31 号議案、「中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則の一部を改正する規則」の計 7 件を一括して上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第 25 号議案から第 31 号議案につきまして補足説明を申し上げます。ご説明につきましては、お手元にご配付させていただきました説明資料「中野区教育委員会公告式規則等の一部改正について」という資料をごらんいただきたいと存じます。

今般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、関係規則の規定整備を行うものでございます。内容につきましては記以下をごらんいただきたいと存じます。

まず、第 25 号議案の中野区教育委員会公告式規則の一部改正でございます。

改正内容でございます。1 点目は(1)の①のとおり、委員長の職の廃止に伴いまして、署名者を教育長に改め、あるいは教育長に事故があるときの署名者についての規定をするといった内容の改正。また、そのほか趣旨規定の追加など所要の整備を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、別紙 1 のとおりとなっております。後ほどご確認をいただければと存じます。

施行期日は本年 4 月 1 日からという内容でございます。

続きまして、第 26 号議案の中野区教育財産管理規則の一部改正でございます。改正内容は 2 の(1)のとおりでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、条例で引用をしてございました条項が繰り上げられるといった内容に伴います規定の整備、そのほか文言の整理ということでございます。

2 ページでございますが、新旧対照表は別紙 2 のとおりとなっております。後ほどご確認をいただければと存じます。

施行期日は本年 4 月 1 日からでございます。

続きまして、中野区教育委員会公印規則の一部改正の内容についてでございます。改正

内容でございますが3の(1)をごらんいただきたいと存じます。まず1点目は地教行法の改正に伴いまして委員長及び委員長職務代理者の委員に係る規定を削除いたします。また、この改正に伴いましてこの規定を引用してございます中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則についても規定の整備をする内容となっております。

新旧対照表は別紙3のとおりでございます。

施行期日でございますが、本年4月1日からとなっております。

続きまして、4番、中野区教育委員会会議規則の一部改正の内容でございます。改正内容は4の(1)のとおりでございます。地教行法の改正に伴いまして委員長の職が廃止され、教育長が教育委員会の会務を総理することに伴います規定の整備ということでございます。内容につきまして括弧内に記載のとおりでございます。

(1)の①のイでございますが、法改正によりまして新法第14条第2項の規定による委員の会議の招集請求の手續の規定が追加となっております。委員定数の3分の1以上の招集請求が規定されたことに伴う内容となっております。ウでございますけれども、委員長、委員長職務代理者の選任に係る規定を削除、エでございますけれども、教育長職務代理者の数等及び職務権限の委任に関する規定の追加。オでございますが、新法第14条第9項によりまして、会議録の作成等に係る規定を追加してございます。②でございますが、その他の規定の整備ということで、以下に記載のとおり会議の招集、あるいは会議の参集、欠席等の届出、さらにはエからキにかけましては、採決に係る規定の追加等を行っているところでございます。

新旧対照表でございますが、別紙4のとおりということでございます。

施行期日につきましては記載のとおりでございます。

なお、改正後の第23条の規定ということでございます。内容につきましては会議録の内容でございますが、平成27年4月1日前に開会された会議録につきましては、なお従前の例による旨、附則に規定をしている内容となっております。

次に一番下でございますが、5の中野区教育委員会傍聴規則の一部改正でございます。4ページでございますが、改正内容でございます。今般の地教行法の改正によりまして、委員長の職が廃止されたことに伴いまして、教育長が教育委員会の会務を総理するという内容に伴います規定の整備、そのほか②でございますが、傍聴申込書、傍聴券に係る内容、あるいは傍聴券の提出に係る規定の削除、傍聴人は傍聴席で傍聴しなければならないといった、これまでも行われている傍聴のルールに関する規定につきまして整備をさせていただ

いた内容でございます。新たに変更を加えているものではないということでございます。

新旧対照表は別紙5のとおりとなっております。

施行期日は記載のとおり平成27年4月1日からでございます。

続きまして6番は中野区教育委員会事務局処務規則の一部改正でございます。5ページをごらんいただきまして、改正の内容でございますけれども、地教行法の改正に伴いまして、引用しておりました条項が繰り上げられることによります規定の整備などになってございます。

新旧対照表は別紙6のとおりでございます。後ほどご確認をいただきたいと存じます。

施行期日は記載のとおり平成27年4月1日からでございます。

最後に7番目、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則でございます。地教行法の一部改正に伴いまして引用していた条項が繰り上げられることによります規定の整備、並びに教育長が教育委員会の会務を総理することによります規定の整備、さらには教育長が臨時代理をした場合の教育委員会への報告が法定されたことによります当該引用条項の追加などを行っているものでございます。

新旧対照表は別紙7のとおりでございます。

施行期日は記載のとおり平成27年4月1日からの施行ということでございます。

補足の説明につきましては以上でございます。

小林委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。今幾つか出てまいりましたけれども、4月から新しい制度に基づいて、条文上整理していくということで、内容として何か動いているということは基本的にはないというふうに考えてよろしいですね。

副参事（子ども教育経営担当）

委員長ご指摘のとおりでございます。

小林委員長

ほかによろしいですか。それでは、ほかに質疑がないようですので終結したいと思います。

第25号議案から第31号議案までの計7件について一括して簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第25号議案から第31号議案までの計7件を原案のとおり決定するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

それではご異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議決案件、第 32 号議案、「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第 32 号議案、「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、補足説明を申し上げます。説明はお手元にご配付させていただきました「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部改正について」の資料をごらんいただきたいと存じます。

1 の改正理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の改正に伴う規定の整備等を行う内容となっております。

2 の改正内容でございます。まず(1)でございますが、地教行法の改正に伴います規定の整備ということでございます。具体的には①でございます引用条項が繰り上げられたことに伴います規定の整備、それと②でございますが、教育長に委任された事務に係る管理及び執行状況の報告に係る規定の追加を行ってございます。

また(2)でございますが、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の改正に伴います規定整備を行ってございます。その他文言整理等所要の規定整備を行ってございます。

新旧対照表は裏面のとおりとなっております。後ほどご確認をいただければと存じます。

施行期日につきましては、本年 4 月 1 日からということでございます。

説明につきましては以上でございます。

小林委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。それでは質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により採決を行います。

ただいま上程中の第 32 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議決案件、第 33 号議案、「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、第 34 号議案、「中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、第 35 号議案、「中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、第 36 号議案、「中野区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」、第 37 号議案、「中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、第 38 号議案、「中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」及び第 39 号議案、「中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の計 7 件を一括して上程いたします。議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは第 33 号議案から第 39 号議案までを補足説明させていただきます。説明は別紙の「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について」、こちらの資料でご説明をいたします。

まず経過でございますが、平成 26 年の特別区人事委員会勧告及び配偶者同行休業制度の導入、こちらは地方公務員法の改正によるものでございますが、これに基づきまして中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正、こちらは既に改正してございますが、これに伴いまして今般、中野区立幼稚園教育職員関係の規則 7 件について規定整備を行うというものでございます。

それでは、まず 1 番目、中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正でございます。

改正内容でございますが、①病気休暇の上限日数並びに同一疾病による過去 1 年間の病気休暇取得日数及び病気休暇日数の通算についての規定整備でございます。こちらにつきましては、これまで運用で行ってございましたが、規則に明記するというものでございます。②につきましては、超過勤務等命令簿、こちらに管理職員が週休日又は休日以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合の時間、回数を記載する欄を様式に追加するというものでございます。

新旧対照表は別紙 1 のとおりでございます。後ほどごらんください。

施行期日は(1)の①につきましては公布の日から、(1)の②につきましては平成27年4月1日から施行いたします。

次、2番目、中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正でございます。

改正内容でございます。①戒告等の処分を受けた者の昇給号給数の抑制に関する規定整備ということでございます。こちらは人事委員会勧告に基づく規定整備となっております。

2ページ目をごらんください。②昇給日におきまして配偶者同行休業中の者に対して昇給等を行わない旨を規定ということでございます。③、こちらも配偶者同行休業制度の導入に伴う規定整備というものでございます。

新旧対照表は別紙2のとおりでございます。後ほどごらんください。

施行期日でございます。(1)の①につきましては平成28年4月1日から、(1)の②及び③につきましては平成27年4月1日から施行するというものでございます。

続いて3番目、中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正でございます。

改正内容でございますが、こちらは給料表の引下げに伴う園長に係る管理職手当の支給額の引下げでございます。現行9万1,000円を8万9,600円とするものでございます。こちらにつきましては、管理職の手当の額はその者の属する職務の級における最高の号級の給料月額 100 分の 20 を超えない範囲ということございまして、今回、それに関して所要の改正をするというものでございます。

新旧対照表は別紙3のとおりでございます。後ほどごらんください。

施行期日は平成27年4月1日からでございます。

4番目、中野区立幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部改正でございます。

改正内容は支給割合の引上げでございます。こちらも人事委員会勧告に基づきまして、これまでの 100 分の 18 を 100 分の 20 に引き上げるというものでございます。

新旧対照表は別紙4のとおりでございます。後ほどごらんください。

施行期日は平成27年4月1日でございます。

続きまして3ページをごらんください。5番目、中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正でございます。

改正内容は3点ございます。まず①に関しましては、給与に関する条例の改正に伴いま

して、引用している条項の番号が変わりましたので、それに伴う規定整備でございます。

②につきましては、管理職員が災害等のために平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合におけます管理職員の特別勤務手当の額を規定するというものでございます。

③につきましては、臨時又は緊急の必要によりまして週休日等に勤務し、引き続いて週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る管理職員特別勤務手当は支給しない旨を規定するというものでございます。

新旧対照表は別紙5のとおりでございます。後ほどごらんください。

施行期日は平成27年4月1日からでございます。

6番目、中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正でございます。

改正内容でございます。こちらは期末手当の支給対象外の職員に配偶者同行休業中の職員を加えるという内容でございます。

新旧対照表は別紙6のとおりでございます。後ほどごらんください。

施行期日は平成27年4月1日でございます。

最後、7番目でございます。中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正でございます。

改正内容でございます。4ページ目をごらんください。2点ございます。まず①、勤勉手当の支給対象外の職員に配偶者同行休業中の職員を加えるという規定整備でございます。

②、勤勉手当の支給割合の引下げでございます。アからエまでございます。アは再任用職員以外の職員ということで一般の職員、イが管理職、ウが一般の再任用職員、エが再任用の管理職ということでございます。

まずアにつきまして100分の92.5から100分の80に引下げを行います。こちらにつきましては、平成26年の人事委員会勧告に伴いまして特別給、期末手当と勤勉手当の支給月数がこれまで3.95月であったものが4.2月になりました。そのうち、勤勉手当はこれまで3.95月のうち1.35、夏季と年末とで0.675月ずつでございましたが、これが4.2月になりまして勤勉手当が1.6月になりました。そうなりますと、通常夏季0.8月と年末0.8月でございますが、既に前回の改正前に夏季の0.675月が支給されてございましたので、前回の改正では0.925月に改正を一旦いたしました。これを今回夏季と年末とで2分の1ずつということで0.8月とするというものでございます。イからエも同様の形で改正するというものでございます。

新旧対照表は別紙7のとおりでございます。後ほどごらんください。

施行期日は平成 27 年 4 月 1 日からでございます。

説明は以上でございます。

小林委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

1 点教えていただきたいのですが、4 番の地域手当というのはどういう状況で支給されるものなのか教えていただきたい。

副参事（学校教育担当）

地域手当につきましては、例えば全国それぞれ物価等も違いますので、そういったところを勘案しまして支給割合が決まっております。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それではほかになければ質疑を終結いたします。

第 33 号議案から第 39 号議案までの計 7 件について一括して簡易採決の方法により採決を行います。

ただいま上程中の第 33 号議案から第 39 号議案までの計 7 件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

続きまして、協議事項に移ります。

協議事項、「平成 27 年 4 月からの教育委員会の運営等について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元にご配付させていただきました「平成 27 年 4 月からの教育委員会の運営等について」という資料をごらんいただきたいと存じます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行によります制度改正等を踏まえまして、本年 4 月からの教育委員会の運営等につきまして案を取りまとめましたので、ご協議いただき

たいと存じます。

記以下のまず1番でございます。「総合教育会議への出席」でございます。教育委員会は総合教育会議の構成員といたしまして総合教育会議に出席をし、教育の振興に関する施策の大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について区長とともに協議・調整を行い、その結果を生かしながら教育施策の展開を図るものとする考えでございます。

また、2番でございますが、「教育委員会の会議の主宰について」でございます。教育委員会の会議につきましても、教育長がその主宰者として中野区教育委員会会議規則等に基づきまして会議の開閉、議場の秩序維持、議事の整理及び進行等の職務を行ってまいります。

また、3番目でございますが、「教育長及び委員の議席について」でございます。教育長の議席につきましても、現委員長の議席とし、委員の議席は教育長が指定する議席としたいと考えてございます。

また、4番目でございます。「教育長職務代理者について」でございます。教育長職務代理者につきましても、教育長が委員のうちから第1順位者及び第2順位者を本年4月1日付けで指名をすることとしたいと考えてございます。

また、5番目の「会議録の署名について」でございます。本年4月1日以降に開催されます教育委員会の会議録につきましても、教育長及び当該会議において教育長が指名した委員1名が署名することといたします。

また、6番目でございますが、「『委員長、委員、教育長報告』について」でございます。現在、「委員長、委員、教育長報告」の際に、委員長が行っております一括報告につきましては、教育長が「教育長及び委員活動報告」として事務局に一括報告させることといたしまして、当該一括報告後に教育長及び各委員から補足等の発言を行うこととしたいと考えてございます。

裏面でございます。7番目、「次回定例会の開会予定日の報告について」でございます。各定例会の会議の最後に、教育長が事務局に次回の定例会の開会予定について報告させるものとしてと考えてございます。これに伴いまして、現在各月最後の定例会において委員長が行っている翌月の定例会開会予定の報告は行わないこととする考えでございます。

8番目、「傍聴者からの意見聴取について」でございます。(1)でございますが、定例会の傍聴者の方からの意見を伺うため、意見聴取のための用紙に傍聴した感想や意見を記載

していただくものとしたしまして、意見の提出があったときは教育長及び全委員が別途その内容を確認するものとする考えでございます。また、(2)でございますが、区の行政運営への区民参加の手續、あるいは行政評価制度の整備等を踏まえまして、現在各月最後の定例会閉会後に行われている傍聴者発言の時間につきましては、これを設けず、傍聴者からの意見につきましては今、(1)で申し上げました意見聴取のための用紙への記載により聴取をするものとしたと考えてございます。また、(3)でございますが、「地域での教育委員会」及び「夜の教育委員会」におきましては、中野の教育に関するテーマを設定いたしまして協議を行うとともに、当該協議テーマに関しまして直接傍聴者の方の意見を伺う時間を別途設けることによりまして、意見の聴取を行うものとする考えでございます。

説明は以上でございます。

小林委員長

それでは、各委員からご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

総合教育会議が新たに始まるわけですけれども、ちょっとこの点について教えていただきたいのですが、冒頭に「教育委員会は、構成員として会議に出席し」とありますけれども、そのほかの構成員というのはどのようなメンバーが想定されているのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

法定では、ただいま委員ご指摘のとおり区長と教育委員会がメンバーとなってございます。そのほか現在検討してございますのは、関係する幹部職員が関係職員といたしまして出席することを想定しているところでございます。

田中委員

かなり幅広い方たちが参加するようになると思いますけれども、教育委員会が運営を管理するというような形になるのでしょうか。それと、初年度は何回程度を想定されているのかもあわせて教えてください。

副参事（子ども教育経営担当）

法律上、総合教育会議につきましては区長が設置をいたしまして招集するという規定になってございます。したがって、現在のところ区長部局の経営室が事務局を所管するというところで検討を進めているところでございます。また、会議の回数なのですけれども、6回程度予定するところでございます。

田中委員

もう1点だけよろしいでしょうか。今の区長部局が所管するということですが、教育委員会の中でいろいろな話題が出て、教育委員会として総合教育会議の開催が必要だという場面もあり得るかと思うのですけれども、教育委員会が開催を求めることは可能なかどうか。

副参事（子ども教育経営担当）

改正後の地教行法の第1条の4第4項に規定がございまして、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができるといった規定になってございます。したがって、ただいま委員ご指摘のとおり、教育委員会から区長に対し総合教育会議の招集を求めることができるということでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

今、田中委員ご指摘の総合教育会議の内容について幾つか出てきましたが、これは傍聴についてはどういうふうな形になりますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これにつきましても改正後の地教行法第1条の4に規定をされてございまして、総合教育会議につきましても原則として公開ということでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

渡邊委員

本日、教育委員会委員長の選挙が行われたばかりでございますけれども、新教育長は改正法によりまして教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとされておりますけれども、この中の「会務を総理する」という規定に基づいて、会議を教育長が主宰するというところでよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ただいま委員がご指摘のとおり、会務を総理するということになってございますので、教育委員会の会議の主宰につきましても、新たな教育長につきまして現行の委員長と教育長の両方の権限を持つという考え方がございますので、新教育長が会議を主宰するということになるということでございます。

渡邊委員

教育長職務代理者についてというところがありますけれども、現在の委員長職務代理者は教育委員会の会議において指定していたわけですが、教育長職務代理者も会議で指定するものなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これにつきましては、改正後の地教行法第13条第2項によりまして、教育長が指名することとされてございます。したがって、これまでは会議に諮ってということでもございましたけれども、教育長が任期が始まります4月1日付けで自ら指名することになるということでございます。

渡邊委員

もう1点よろしいでしょうか。教育長職務代理者の任期についてなのですが、これについてはいかがでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

法律で任期の定めが特段されていないということがございます。そういったことから新たに次の委員の方を指名するまでは、その方が教育長職務代理の職を行うということなのですが、現在、先ほどご指定いただきました委員長職務代理者につきまして、委員長の任期が1年ということで、それにあわせて職務代理者についても1年ごとということにしておりました。こういった考え方を踏まえまして教育長職務代理者につきましても、1年ごとに教育長が指名するといったことを想定しているところでございます。

渡邊委員

では、本年4月1日から翌年3月31日までという形で回っていくというふうに捉えてよろしいわけですね。

副参事（子ども教育経営担当）

ご指摘のとおりでございます。

小林委員長

先ほどお話があったかもしれないのですが、新教育長の任期というのはどういう形に、法律の規定ではなっていますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

3年ということでございます。

小林委員長

新教育長の任期は3年で、そして職務代理者は1年ごとでというのが、今の考え方ということですね。

ほかにいかがでしょうか。

田中委員

裏面の8番の「傍聴者からの意見聴取について」というところに関連してなのですが、けれども、基本的に区民の方から幅広くいろいろ意見をいただくことが、この教育委員会の運営にとって非常に重要な部分だと思うのですが、今も定例会だけに限らずいろいろな場面で教育委員会として区民の方の意見をいただいている場面があると思うのですが、どんなことを今まで行ってきたかちょっと教えていただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

まず、「地域での教育委員会」ということで、小・中学校などを会場といたしまして、区民の方の利便性なども考慮して身近な地域に会場設定をしているところでございます。また、「夜の教育委員会」も開催してございまして、これは日中なかなか傍聴ができない方についても傍聴できるようなことを配慮して行っているものでございます。

また、これらの会議の際、それぞれ区民の方に関心を持っていただけるような協議テーマを設定いたしまして、より多くの方が、あるいは関係団体も含めましてご参加いただくような手だてを講じているところでございます。さらにそれぞれの「地域での教育委員会」、「夜の教育委員会」においては、協議テーマに関しまして傍聴者から直接意見を伺う時間なども設けているところでございます。そういったところでは、区民の皆様の意見聴取を効果的に行っていると認識をしているところでございます。

田中委員

多くの機会が現在でも行われているというふうに考えていいわけですね。

それと、学校現場でもPTAと教育委員会との懇談とか、あるいは学校訪問をしたときに児童・生徒からも直接話を聞くというか、話し合いの場面もあるということで、私は楽しみにしていて非常にいい取組だと思っているのですが、その辺は教育委員会としてはどのように受けとめているのかということをごちょっと教えていただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

ただいま委員からご紹介をいただきましたPTAとの懇談、あるいは児童・生徒との対話集会ということで、さまざまな形で意見交換、意見を伺っているということでございます。これまでも行ってきておりまして、今後もやはり継続的に実施をしていく必要がある

のかなと考えているところでございます。

田中委員

ぜひ続けていただきたいと思います。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

渡邊委員

私は教育委員になったときに、多くの方から意見を聞いてというコメントをしていたわけですが、傍聴者からの意見聴取の方法ということなのですが、今回、定例会後の傍聴者発言の時間にかわってということだと思っておりますが、今後、そういった時間をとらないとなれば、「夜の教育委員会」とか「地域での教育委員会」のときには協議テーマについて傍聴者の発言を聞く、それと用紙による提出という、これはもともとあったものだと思うのですが、それ以外も踏まえて教育委員会に対して意見を述べる機会とか、そういったものについてはどういうものが想定されているのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

中野区では自治基本条例を制定しておりまして、区政運営の基軸としているところがございます。そういった中では区民参加の手續につきましても定めているところがございます。意見交換あるいはパブリック・コメント手續といった手續も条例で整備をし、これに基づいて行政運営を行っているということがございます。

また、前回の定例会でもご報告したのですが、行政評価制度というものも取り組んでおりまして、区政運営に対する評価の仕組みとして外部評価委員会を設置しておりまして、公募区民の方、あるいは学識経験者の方などの意見、提案をいただきながら、区民の方の意見、行政評価の客観性の確保にも努めているということで、これも区政運営の基本に据えて取り組んでいるということでございます。

渡邊委員

今、パブリック・コメントとか外部評価とか行政的などのお話は伺ったわけですが、教育委員会の話になると、教育委員会の会議を傍聴された方々からの感想とかご意見というものについては、今後どういう形で、「夜の教育委員会」と「地域での教育委員会」は別として、定例会のことを申し上げているわけですが、それについては手段というか、そういったご意見をいただくところはあるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これまでも傍聴者の方の意見聴取ということでは用紙等に記載をいただいて、そこで感想、ご意見なども書いていただいているところでございます。そういったことについては今後も継続して実施をしていきたいということで、これまでも教育長、委員の皆様には別途その内容を供覧、ご確認いただいているところでございまして、そういったことについても継続して行っていきたいと考えてございます。

小林委員長

今幾つか質問等があったわけですがけれども、各月最後の定例会閉会後の傍聴者発言にかえて、議論にあったようなさまざまな手段でということでもありますけれども、「夜の教育委員会」や「地域の教育委員会」における傍聴者の発言というのは、これまでのような形で、工夫して続けていくということによろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

委員長ご指摘のとおりでございます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

渡邊委員

定例会の予定の周知についてなのですがけれども、区民に対する定例会の開会予定の周知はどのような形で行われるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

現在も行ってございますけれども、なかの区報において翌月の定例会の開会予定については掲載してございます。さらに教育委員会のホームページにおいても今後の定例会の開会予定については掲載をしてございまして、そういったことで周知をしてございます。

小林委員長

ほかにご意見、ご質問はよろしいですか。

それでは、ここでお諮りをいたします。

平成27年4月からの教育委員会の運営等については、本日の協議内容のとおり実施するというご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小林委員長

ご異議ございませんので、平成27年4月からの教育委員会の運営等については本日の協議内容のとおり実施することに決定いたしました。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

小林委員長

次に、報告事項に移ります。

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、3月13日の第8回定例会以降の委員の主な活動について一括して報告いたします。

初めに、3月19日木曜日、平成26年度中野区立幼稚園修了式、かみさぎ幼稚園に田辺教育長、ひがしなかの幼稚園に私小林が出席をいたしました。3月20日金曜日、平成26年度中野区立中学校卒業式、第四中学校に渡邊委員、第七中学校に田中委員、緑野中学校に田辺教育長が出席をいたしました。3月24日火曜日、平成26年度中野区立小学校卒業式、大和小学校に渡邊委員、江古田小学校に田中委員、武蔵台小学校に田辺教育長、新井小学校に私小林が出席をいたしました。

私は、ひがしなかの幼稚園の修了式、さらに新井小学校の卒業式に参りましたが、いずれも粛々と非常に内容の濃い修了式、また卒業式であったと思います。子どもたちの表情を見ていて、幼稚園と小学校では年月の差がありますけれども、それぞれ幼稚園や小学校に非常に愛着を持っているという雰囲気はひしひしと伝わってきて、大変いい式だったなというふうに感じました。

私からの一括報告は以上です。

各委員からの補足、質問等ご発言がありましたらばお願いいたします。

渡邊委員。

渡邊委員

私は3月20日、第四中学校の卒業式に参加させていただきました。皆同じ中野区ですので、天気も中学校、小学校ともによかったわけですがけれども、第四中学校の卒業式は、ものすごく感動的な卒業式になりました。生徒が少なく2クラスで60名ぐらいしかいなかったのですが、その分友達同士のつき合いが非常に密だったのではないかということを感じさせるような形で、やはり送る言葉をしているときに、男の子も女の子も、みんな涙ぐみでの話になって、いい中学校生活を送れたのではないかなというふうに、こちらのほうももらい泣きをするようなすばらしい式でありました。

それと、第四中学校は教育のあり方を少し考えさせられるかなと思ったのですがけれども、

生徒数が少なくなって、学校再編についてやはり考えなくてはいけないなという点と、女生徒が比率として物すごく少ないのです。男子生徒がほとんどで、女子生徒が少ないという。それを反映するようにコーラスをやるときに、高い音を出す子どもが少ないので、その編成が難しかったなんて、そんなエピソードも話されていて、いろいろなことで苦労するのだなど。今後の学校のあり方とか、なぜそういった状況になっているのかも検討していかなければいけないだろうと思いました。

大和小学校は卒業生30名でした。ですから、1クラスですっと過ごした形になってしまって、よいか悪いかという話はここですべきではないと思うのですが、卒業生も少なく保護者も少なく、若干寂しい印象を受けたのは仕方ないかなと思います。ただ、校長先生のお話もすばらしかったですし、子どもたちの態度その他等を見てもとてもすばらしかったと思います。

大和小には特別支援学級もありまして、その子たちも3人卒業されました。みんなと一緒に最後までしっかりと卒業式に参加できて、本当にすばらしい卒業式だったと思います。

以上です。

小林委員長

田中委員。

田中委員

私は七中と江古田小学校に出席させていただきました。いずれもすばらしい卒業式だったので、七中は来賓の方が多くいらっしゃっていて、来賓紹介に大変時間がかかったのですが、その分、地域に開かれた学校というのが非常に根づいているのかなと、地域の保護司の方とか本当にさまざまな方が卒業式に来ていただいている、大変いい形かなと思いました。

それから、江古田小学校は卒業生が47名なのです。卒業生は呼ばれると壇上に上がって卒業証書をもらう前に、大きな声で6年間の思い出というか、それと中学に向けての決意を簡単に述べるのですが、みんなすばらしいスピーチまではいかないのですが、将来の夢を、オリンピック選手になりたいとか、エコのために農学部へ進みたいとか、いろいろ具体的な夢を本当に語ってくれて、この夢を子どもたちにずっと持ち続けてもらいたいなど。それをもち続けてもらうためにやはりこの教育委員会も含めて、これは地域の、我々の支援が必要なのかなというのを強く感じました。

以上です。

小林委員長

田辺教育長。

田辺教育長

私も緑野中学校と武蔵台小学校の卒業式に参加させていただきましたけれども、今、委員の方々のお話のように本当にそれぞれ6年間、3年間を締めくくるいい卒業式で、落ちついた卒業式だったと思います。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、事務局報告に移りたいと思います。

<事務局報告>

小林委員長

事務局報告の1番目、「平成27年度からの中学校における宿泊行事について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、平成27年度からの中学校における宿泊行事につきまして報告いたします。

中学校の宿泊行事につきましては、この間、そのあり方等の検討を行ってきまして、平成27年度から学年ごとの目的に応じた事業として拡充をして、全学年で実施するということを先般ご報告いたしました。このたび、具体的な実施場所などが決まりましたので、ご報告をするものでございます。

現行の宿泊行事でございますが、第1学年は2泊3日の移動教室ということで、軽井沢少年自然の家を利用した形となっております。第2学年は実施してございません。第3学年が修学旅行ということで2泊3日、京都・奈良方面ということでございます。

平成27年度からの宿泊行事でございますが、第1学年につきましては1泊2日の移動教室、こちらは4月中に実施ということで、目的としてはオリエンテーションを実施するというので、全学校山中湖に行きます。第2学年につきましては、2泊3日の移動教室、軽井沢少年自然の家を利用いたします。ただし、平成27年度につきましては、第2学年につきまして、経過措置を実施いたします。第3学年は従来どおり修学旅行2泊3日ということでございます。

3番目、経過措置でございますけれども、平成27年度の第2学年につきましては、今年度は1年生でございまして、軽井沢少年自然の家での移動教室との重複を避けるために、

来年度1年間に限って経過措置を実施するというものでございます。

まず目的でございますが、宿泊型の校外学習ということで1泊2日の内容となっております。実施時期は年間を通じて各学校において決定いたします。後ほど表でご説明いたします。場所につきましては鎌倉ですとか伊豆高原、高尾山などとなっております。

それでは、裏面をごらんください。まず、上段が中学校1年生の移動教室の日程でございます。行先は全学校共通で山中湖ということでございます。日程につきましてはごらんのとおり、4月の中旬から下旬にかけて各学校でこのような日程で行います。宿泊施設は全て山中湖畔にある宿泊施設となっております。

続きまして、下の欄でございます。中学校2年生の移動教室でございます。こちらは経過措置でございます。こちらにつきましてはごらんのとおり日程は各学校それぞれの日程となっております。行先は鎌倉ですとか伊豆、高尾山等になってございます。宿泊施設はごらんのとおりでございます。

ご報告は以上でございます。

小林委員長

それでは、ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

2学年の移動教室の日程はよろしいのですけれども、1学年の山中湖ということで、宿泊施設がいろいろとあるみたいなのですけれども、今後もこの宿泊施設というのは、山中湖と限定しているけれどもどこかと契約をしたわけではなく、自由に選ぶものなのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

こちらは山中湖畔に大きな、いわゆる合宿村ということでいろいろな施設を提供してございまして、そこで各学校のほうでまず宿泊先を決めて、教育委員会事務局で契約をするという形になってございます。

渡邊委員

ここに書かれているのは3施設ですけれども、大体3施設の中から学校が空いている日程等で選んでいくものと考えてよろしいですか。

副参事（学校教育担当）

今回、結果としてはこちらの3施設になりましたが、山中湖の合宿村は80数施設ありま

して、その中で施設の収容人数ですとか、例えば体育館を併設しているとか、そういった施設もありますので、そういったことを鑑みまして各学校のほうで利用目的に応じて選びまして、教育委員会事務局が契約をするという形になってございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

田中委員

2年生の宿泊型の校外学習というのは、内容的にはどんなことを想定しているのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

例えば歴史ですとか自然、観光、そういったところを学習するというで、今回それぞれの行き先が決まっているということでございます。

渡邊委員

ここには書いていないのですが、京都・奈良については3学年では固定という形で、場所は指定してはいますが、宿泊施設と活動内容については各校に任せているものとしてよろしいのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

委員ご指摘のとおりでございます。

小林委員長

第2学年については、移動教室を軽井沢少年自然の家で実施するわけですが、時期について確認したいと思うのですが。

副参事（学校教育担当）

平成28年度からになります、時期的には今1年生が冬期1月以降にスキー教室を行っていきまして、それを平成28年度から2年生が行うという流れでございます。

小林委員長

そうしますと、中学2年生ではスキー教室を全校やるということによろしいわけですね。

副参事（学校教育担当）

そのとおりでございます。

小林委員長

軽井沢少年自然の家は小学校のときにも施設は使いますよね。そういうことを考えたときに、同じ施設を使うけれども、体験の内容は大分違ってくるということでしょうか。

た整合性がとれているということがあると思います。それからもう一つ、修学旅行の行先は京都・奈良となっています。私はこれでいいと思っているのですが、これについて基本的にそれ以外の場所に関しては、もし学校の意向として出てきた場合には、今までどういうふうに対応されていたでしょうか。

田辺教育長

現在は結果として全校京都・奈良ということですが、2、3年前まで広島に行っていたことがありましたので、学校の中で話し合い等をして決めていますので、特に教育委員会で京都・奈良固定だということを示しているわけではありません。

小林委員長

教育委員会で京都・奈良を固定化させるような意向というのはなかなか難しいと思うのですが、私は個人的にはスキーの体験とか山中湖での中学生になってからのオリエンテーションとか、そういうバランスを考えたときに、やはり修学旅行というと自然体験というよりも、むしろ文化、歴史的な財産が濃密にある京都・奈良を学ぶ。こういう機会でない、例えば世界で最も古いとされる木造建築のお寺であるとか、大きな大仏であるとか、そういった日本の文化に親しむという点で、非常に貴重な場所だと思うのです。そういう点で最終的に今、そこに落ちついているということは非常にいいと思うのですが、今後もその辺のところはまた校長会や学校ともいろいろ話を進めながらバリエーションはさまざまあると思うのですが、このあたりのところは今後しっかり見守っていききたいなと私個人的には思っています。

渡邊委員

私も委員長の意見に賛成で、楽しいというだけではなくて、こうやって一括して文化を見ることはなかなか難しいので、またそこに何か興味を持たれたら次の機会に行けばいいことですが、一括して数日間で旅行とかで京都・奈良はなかなか行けるようなところでもないですし、団体だと入りにくいところも入れたりすると、そういう意味ではとてもいいかなというふうに、こういう歴史的とか文化的なものがあるようなところに行っていただきたいなという気持ちは私も持っております。

指導室長

平成23年の記録では、当時中学校が12校あったのですが、2校が京都・奈良・広島ということで、京都・奈良は行っているのですが、それに広島を追加している学校がございました。

小林委員長

高等学校となるとさまざまなバリエーションがあつて、北海道に行ったり沖縄に行ったり、場合によっては海外とか、公立の中学校でも海外に行くような例があるように聞いているわけですが、中野区の場合はそういう点はしっかりと修学旅行の趣旨を踏まえて進めていただいているのがいいかなと思いました。

それから、1年生で山中湖に4月に行くということなのですが、やはりこの点はただ、こういう機会があるから行くということではなくて、非常に学校が忙しい中、やりくりして引率していくわけですから、それなりの教育効果を望まなければいけない。そういう点では、特に中1ギャップというふうに代表されるような不登校の問題だとか、いじめ問題も中学1年生で一番多発しているという統計もこのところ定着していますので、そういった意味での本来の趣旨を今後も教育委員会として学校にしっかりと働きかけていくというか、助言していくということも必要かと思しますので、その点はぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

この件について、ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、事務局報告の2番目を除いてほかには報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

小林委員長

それでは、会議の途中でありますけれども、本日は3月最後の教育委員会定例会となりますので、ここで一旦会議を休憩し、傍聴者の発言の時間を設けたいと思ひます。

それでは、定例会を休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時46分再開

小林委員長

それでは、定例会を再開いたします。

ここで、4月の教育委員会定例会の開会予定についてお知らせいたします。4月の教育委員会定例会の開会予定は議事日程の3ページに記載のとおりです。後ほどお読み取りください。

ここでお諮りをいたします。

議決案件、第40号議案及び事務局報告の2番目は、個人情報等、非公開とすべき情報を

取り扱うこととなりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたしました。恐れ入りますが、傍聴の方はここで会場の外へご退室をお願いいたします。また、本件に係る関係職員以外の事務局職員につきましてもご退室をお願いいたします。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

小林委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会第9回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時53分閉会